

「自転車の交通安全教育 実施事業者公表制度」の手引

静岡県警察本部交通企画課

1 本手引について

警察では、自転車の交通安全教育の充実化を図ることを目的に、自転車の交通安全教育の需要（自転車の交通安全教育の実施に関する学校や自治体等のニーズ）と供給（事業者による交通安全教室等のシーズ）のマッチングを促進するため、ライフステージごとの特性に応じた効果的な自転車の交通安全教育を行う事業者を「自転車の交通安全教育実施事業者」として、ウェブサイト上で公表する制度（自転車の交通安全教育実施事業者公表制度）を運用しています。本手引は、「「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱」（以下「運用要綱」という。）に基づき、公表を希望する事業者が、本制度の適用を受けるための手続等について定めた手引です。

2 公表の申出

(1) 申出先

事業者の所在地若しくは、主に交通安全教育を実施する場所を管轄する警察署又は、警察本部交通部交通企画課

(2) 申出に必要な書類（全て1通ずつ）

ア 申出書（運用要綱別記様式第1号）

イ 誓約書（運用要綱別記様式第2号）

ウ 「公表事業者の基準」(1)から(4)の基準を満たしていることが分かる資料等（指導マニュアル、教育カリキュラム、配布教材等）

(3) 留意事項

ア 申出単位

申出は「事業者」が単位となることから、原則、支社や支部等ではなく、本社や本部等がその所在地を管轄する警察署又は警察本部交通部交通企画課に対して、公表の申出を行ってください。

なお、事業所ごとに公表の申出を希望する場合において、事業所がその所在地を管轄する警察署又は警察本部交通部交通企画課に対して、公表の申出をすることを妨げるものではありません。

イ 申出方法

(2) 記載の申出に必要な書類を事業者の所在地を管轄する警察署又は警察本部交通部交通企画課に対して、提出又は郵送してください。

ウ 申出内容の確認

警察本部交通部交通企画課において「公表事業者の基準」に適合しているか判断するため、申出内容の確認に合わせて、申出者に対して必要な範囲で追加資料の提出依頼、ヒアリング、実地調査等を行うことがあります。

エ 公表申出事項

- (ア) 静岡県以外の都道府県において交通安全教育を実施する場合等、当該都道府県を管轄する都道府県警察による公表を希望する場合には、申出書の活動都道府県欄の該当する都道府県名の□にレ点を付してください。
- (イ) 3(1)により公表することとなった場合、申出書の公表依頼（変更）事項欄に記載の連絡先が、交通安全教育の実施を希望する自治体や学校等からの問合せ先となりますので、それらを考慮して適切な連絡先を記載してください。

「公表事業者の基準」

静岡県内で、自転車の交通安全教室等を業として行っており、以下の基準に全て適合する事業者を公表の対象とします。

- (1) 主催する自転車の交通安全教室等における教育内容に自転車に関する交通法規が含まれること。
- (2) 主催する自転車の交通安全教室等における教育内容及び教育方法が、受講者のライフステージの特性に応じた効果的なものとなるよう「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即したものとなっていること。
- (3) 主催する自転車の交通安全教室等の実施回数が原則として年に4回以上であること。
- (4) 主催する自転車の交通安全教室等の実施に当たり、責任者（18歳以上に限る。）及び自転車の交通安全教育の実地経験を有する方を配置し（交通安全教育の実地経験を有する方が責任者である場合を含む。）、かつ、教育内容に応じて必要な体制を備えていると認められること。
- (5) 4(2)イ及びウにより公表の取りやめがなされ、その取りやめの日から起算して2年を経過していないものでないこと。
- (6) 代表者若しくは役員又は主催する自転車の交通安全教室等の実施に携わる方が以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない方
 - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある方
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた方であって、当該命令を受けた日から起算

- して2年を経過しないもの
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- カ その他公表に適さない事由が認められる方

3 事業者への通知と公表

(1) 公表する場合

公表事業者として決定された場合には、警察本部から通知がなされ、警察本部のホームページ及び警察庁のウェブサイトに、静岡県において自転車の交通安全教育を実施する事業者として公表年月日、企業・団体名、所在地、連絡先、ホームページURL及び教育対象等が掲載されます。

申出の際、静岡県以外の都道府県での公表を希望していた場合には、同都道府県を管轄する都道府県警察のウェブサイトにも同情報が掲載されます。

(2) 公表しない場合

公表しないと決定された場合には、公表を行わない旨とその理由が警察本部から通知がなされます。

4 申出内容の変更・取りやめ

- (1) 公表事業者は、申出内容を変更するとき又は公表を取りやめたいときは、申出をした警察署又は警察本部交通部交通企画課に対して、申出書を提出又は郵送してください。
- (2) (1)の公表取りやめに係る申出のほか、警察本部交通企画課において、次の事項に該当すると判断したときは、公表が取りやめとなり、警察本部からその旨が通知されます。
- ア 公表事業者が「公表事業者の基準」(1)から(4)に定める基準に適合しなくなかったとき
- イ 公表事業者が「公表事業者の基準」(6)に定める基準に適合しなくなつたとき
- ウ 偽りその他不正の手段により公表を受けたことが判明したとき
- エ その他公表を継続することに適さない事由が発生したとき

5 年次報告

公表事業者は、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）における交通安全教育の実施状況について、自転車の交通安全教育実施状況報告書（運用要綱別記様式第6号）に記載し、翌年度の4月末までに、申出をした警察署又は警察本部交通部交通企画課に対して提出することとされています。

別記様式第1号

申出書

令和 年 月 日

静岡県警察本部長殿

申出者

住所

氏名

申出区分		<input type="checkbox"/> 新規申出	<input type="checkbox"/> 申出内容変更	<input type="checkbox"/> 取りやめ			
申出者情報	企業・団体名	(ふりがな)					
	所在地	〒					
		電話 () - 番					
	代表者及び役員名						
担当者	課係名						
	氏名	(ふりがな)					
	連絡先	電話	() - 番				
メールアドレス		@					
公表(変更)	企業・団体名	<input type="checkbox"/> 申出者情報に同じ					
	所在地	<input type="checkbox"/> 申出者情報に同じ					
	連絡先						
	ホームページ URL						
依頼事項	活動都道府県	<input type="checkbox"/> 北海道	<input type="checkbox"/> 茨城県	<input type="checkbox"/> 長野県	<input type="checkbox"/> 滋賀県	<input type="checkbox"/> 岡山県	<input type="checkbox"/> 佐賀県
		<input type="checkbox"/> 青森県	<input type="checkbox"/> 栃木県	<input type="checkbox"/> 静岡県	<input type="checkbox"/> 京都府	<input type="checkbox"/> 広島県	<input type="checkbox"/> 長崎県
		<input type="checkbox"/> 岩手県	<input type="checkbox"/> 群馬県	<input type="checkbox"/> 富山県	<input type="checkbox"/> 大阪府	<input type="checkbox"/> 山口県	<input type="checkbox"/> 熊本県
		<input type="checkbox"/> 秋田県	<input type="checkbox"/> 埼玉県	<input type="checkbox"/> 石川県	<input type="checkbox"/> 兵庫県	<input type="checkbox"/> 徳島県	<input type="checkbox"/> 大分県
		<input type="checkbox"/> 宮城県	<input type="checkbox"/> 千葉県	<input type="checkbox"/> 福井県	<input type="checkbox"/> 奈良県	<input type="checkbox"/> 香川県	<input type="checkbox"/> 宮崎県
		<input type="checkbox"/> 山形県	<input type="checkbox"/> 神奈川県	<input type="checkbox"/> 岐阜県	<input type="checkbox"/> 和歌山県	<input type="checkbox"/> 愛媛県	<input type="checkbox"/> 鹿児島県
		<input type="checkbox"/> 福島県	<input type="checkbox"/> 新潟県	<input type="checkbox"/> 愛知県	<input type="checkbox"/> 鳥取県	<input type="checkbox"/> 高知県	<input type="checkbox"/> 沖縄県
		<input type="checkbox"/> 東京都	<input type="checkbox"/> 山梨県	<input type="checkbox"/> 三重県	<input type="checkbox"/> 島根県	<input type="checkbox"/> 福岡県	

	教育対象	<input type="checkbox"/> 未就学児 <input type="checkbox"/> 小学生（1～3年生） <input type="checkbox"/> 小学生（4～6年生） <input type="checkbox"/> 中学生	<input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 成人 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	交通安全教育の年間実施回数		回
	実施体制	<input type="checkbox"/> 責任者（18歳以上）を配置している <input type="checkbox"/> 交通安全教育の実地経験を有する者を配置している <input type="checkbox"/> 教育内容に応じて必要な体制を備えている（受講者名につき名配置）	
活動概要	教育方法	<input type="checkbox"/> 道路での実技 <input type="checkbox"/> 道路外（公園など）での実技 <input type="checkbox"/> オンライン講習	<input type="checkbox"/> シミュレータ体験 <input type="checkbox"/> 対面講習 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	交通法規の教育内容	<input type="checkbox"/> 道路交通法上の自転車の位置付け <input type="checkbox"/> 自転車の通行場所と通行方法 <input type="checkbox"/> 横断歩行者の優先 <input type="checkbox"/> 並進の禁止 <input type="checkbox"/> 駐輪場所・駐輪方法 <input type="checkbox"/> 信号機の信号に従う義務 <input type="checkbox"/> 徐行すべき場所 <input type="checkbox"/> 指定場所における一時停止 <input type="checkbox"/> 右左折の方法 <input type="checkbox"/> 交差点の通行方法 <input type="checkbox"/> 踏切の通行方法	<input type="checkbox"/> 飲酒運転の禁止 <input type="checkbox"/> 携帯電話使用等の禁止 <input type="checkbox"/> 乗車の制限等 <input type="checkbox"/> イヤホン・傘差し運転の禁止 <input type="checkbox"/> 制動装置不良自転車の運転の禁止 <input type="checkbox"/> ライトの点灯 <input type="checkbox"/> ヘルメットの着用 <input type="checkbox"/> 点検整備 <input type="checkbox"/> 事故時の対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	備考		

記載要領 1 該当する□にレ点を付すこと。

- 2 活動都道府県欄は、交通安全教育を実施する場所として、都道府県警察による公表を依頼する都道府県名にレ点を付すこと。
- 3 申出内容変更の場合は、変更を依頼する箇所に変更後の内容を記載すること。
- 4 備考欄には、申出内容変更の事由等や取りやめの理由等について記載すること。
- 5 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号

令和 年 月 日

静岡県警察本部長 殿

企 業 ・ 団 体 名

代表者又は役員氏名（自署）

誓 約 書

「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱に基づく申出を行うに当たり、下記のこととを誓約します。

記

- 1 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度の趣旨を理解し、企業・団体の名称その他必要事項を都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載することに同意する。
- 2 代表者又は役員が次のアからオに記載の事項に該当しない。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等に当たる違法な行為を行うおそれがある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して2年を経過しないものであること。（裏面参照）
 - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自転車教室等に携わる者が前記2に該当しない。
- 4 運用要綱に定める公表の取りやめ事由が認められたときは、都道府県警察が公表の取りやめを行う場合があることに同意する。

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

（暴力的 requirement 行為等に対する措置）

第12条 公安委員会は、第10条第1項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員又は当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員に対して暴力的 requirement 行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すことを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、第10条第2項の規定に違反する行為が行われており、当該違反する行為に係る暴力的 requirement 行為の相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命じ、又は当該違反する行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

（準暴力的 requirement 行為の要求等に対する措置）

第12条の4 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をする場合において、前条の規定に違反する行為に係る準暴力的 requirement 行為が行われるおそれがあると認めるときは、当該命令に係る同条の規定に違反する行為の相手方に対し、当該準暴力的 requirement 行為をしてはならない旨の指示をするものとする。

（準暴力的 requirement 行為に対する措置）

第12条の6 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的 requirement 行為が行われており、その相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該準暴力的 requirement 行為をしている者に対し、当該準暴力的 requirement 行為を中止することを命じ、又は当該準暴力的 requirement 行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的 requirement 行為が行われた場合において、当該準暴力的 requirement 行為をした者が更に反復して当該準暴力的 requirement 行為と類似の準暴力的 requirement 行為をするおそれがあると認めるときは、その者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、準暴力的 requirement 行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

別記様式第6号

令和 年 月 日

静岡県警察本部長 殿

企業・団体名
代表又は役員名

自転車の交通安全教育実施状況報告書

令和 年度中における自転車の交通安全教育実施状況を下記のとおり報告します。

記

実施回数	回
参加者総数	人
事業の詳細	別添「事業報告」のとおり (全 枚)

別添

事業報告

番号	令和 年度 一 号																								
事業名																									
開催日時	令和 年 月 日 : ~ :																								
開催場所	都道 府県																								
責任者	(歳)																								
交通安全教育 実地経験者	<input type="checkbox"/> 責任者に同じ																								
参加人員	人	内訳 ・未就学児 人、・小学生 人 ・中学生 人、・高校生 人 ・高齢者 人、・その他 人 <small>(65歳以上)</small>																							
教育方法	<input type="checkbox"/> 道路での実技 <input type="checkbox"/> 講話・座学 <input type="checkbox"/> 道路外（公園など）での実技 <input type="checkbox"/> シミュレータ体験 <input type="checkbox"/> 講話・座学 <input type="checkbox"/> その他（ ）																								
実施内容等	交通法規の 教育内容 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>道路交通法上の自転車の位置付け</td> <td><input type="checkbox"/>飲酒運転の禁止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>自転車の通行場所と通行方法</td> <td><input type="checkbox"/>携帯電話使用等の禁止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>横断歩行者の優先</td> <td><input type="checkbox"/>乗車の制限等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>並進の禁止</td> <td><input type="checkbox"/>イヤホン・傘差し運転の禁止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>駐輪場所・駐輪方法</td> <td><input type="checkbox"/>制動装置不良自転車の運転の禁止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>信号機の信号に従う義務</td> <td><input type="checkbox"/>ライトの点灯</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>徐行すべき場所</td> <td><input type="checkbox"/>ヘルメットの着用</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>指定場所における一時停止</td> <td><input type="checkbox"/>点検整備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>右左折の方法</td> <td><input type="checkbox"/>事故時の対応</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>交差点の通行方法</td> <td><input type="checkbox"/>その他（ ）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>踏切の通行方法</td> <td></td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 道路交通法上の自転車の位置付け	<input type="checkbox"/> 飲酒運転の禁止	<input type="checkbox"/> 自転車の通行場所と通行方法	<input type="checkbox"/> 携帯電話使用等の禁止	<input type="checkbox"/> 横断歩行者の優先	<input type="checkbox"/> 乗車の制限等	<input type="checkbox"/> 並進の禁止	<input type="checkbox"/> イヤホン・傘差し運転の禁止	<input type="checkbox"/> 駐輪場所・駐輪方法	<input type="checkbox"/> 制動装置不良自転車の運転の禁止	<input type="checkbox"/> 信号機の信号に従う義務	<input type="checkbox"/> ライトの点灯	<input type="checkbox"/> 徐行すべき場所	<input type="checkbox"/> ヘルメットの着用	<input type="checkbox"/> 指定場所における一時停止	<input type="checkbox"/> 点検整備	<input type="checkbox"/> 右左折の方法	<input type="checkbox"/> 事故時の対応	<input type="checkbox"/> 交差点の通行方法	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 踏切の通行方法	
<input type="checkbox"/> 道路交通法上の自転車の位置付け	<input type="checkbox"/> 飲酒運転の禁止																								
<input type="checkbox"/> 自転車の通行場所と通行方法	<input type="checkbox"/> 携帯電話使用等の禁止																								
<input type="checkbox"/> 横断歩行者の優先	<input type="checkbox"/> 乗車の制限等																								
<input type="checkbox"/> 並進の禁止	<input type="checkbox"/> イヤホン・傘差し運転の禁止																								
<input type="checkbox"/> 駐輪場所・駐輪方法	<input type="checkbox"/> 制動装置不良自転車の運転の禁止																								
<input type="checkbox"/> 信号機の信号に従う義務	<input type="checkbox"/> ライトの点灯																								
<input type="checkbox"/> 徐行すべき場所	<input type="checkbox"/> ヘルメットの着用																								
<input type="checkbox"/> 指定場所における一時停止	<input type="checkbox"/> 点検整備																								
<input type="checkbox"/> 右左折の方法	<input type="checkbox"/> 事故時の対応																								
<input type="checkbox"/> 交差点の通行方法	<input type="checkbox"/> その他（ ）																								
<input type="checkbox"/> 踏切の通行方法																									

- 記載要領
- 年間で複数回の事業を実施した場合は、事業ごとに作成すること。
 - 番号欄には年度ごとに通し番号を付して記載すること。
 - 事業名欄は、自転車教室の名称やイベント名称を記載すること。
 - 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備考
- 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
 - 事業に関するリーフレットや写真があれば添付すること。